

25. 防災・省エネまちづくり緊急促進事業

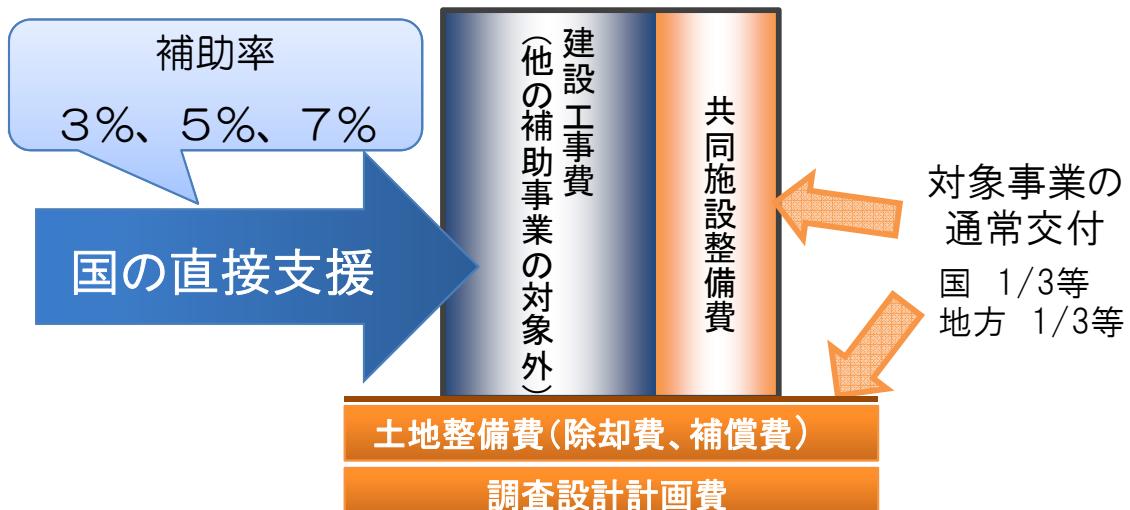
防災性能や省エネルギー性能の向上、高齢者対応・子育て支援といった緊急的な政策課題に対応した、先導的な住宅・建築物の整備に関する事業について、国が特別の助成を行うことにより、事業の緊急的な促進を図る。

【対象事業】

- 市街地再開発事業
- 優良建築物等整備事業
- 地域優良賃貸住宅整備事業
- 住宅市街地総合整備事業
- 防災街区整備事業
- 都市再生整備計画事業の交付対象事業
- 地域住宅計画に基づく事業の交付対象事業
- 集約都市開発支援事業の助成を受ける認定集約
都市開発事業

※その他、住宅部分については地域要件等あり

【支援イメージ】



【事業概要】

必須要件

- 高齢者等配慮対策
- 子育て対策
- 防災対策
- 省エネルギー対策
- 環境対策



選択要件

- 防災対策
- 環境対策
- 子育て対策

【適用期限】

平成32年3月31日まで
(平成34年3月31において完了しないものにあっては、同日後実施される事業の部分を除く。)

【補助金額】

補助対象事業の建設工事費(他の国庫補助に係る補助対象事業費を除く)に対し、要件の充足数に応じた補助率を乗じて得た額の範囲内とする。[必須要件のみ:3%、必須要件+選択要件1項目:5%、必須要件+選択要件2項目:7%]